



第 3 3 6 回 外 交 政 策 企 画 委 員
会 記 録

国 際 資 料 部
4 0 . 7 . 2 8

日 時 及 び 場 所

7 月 2 8 日 (水) 於 4 / 8 号 室

出 席 者

下 田 事務次官	吉 岡 参事官
牛 場 外務審議官	山 下 参事官
高 野 官房長	根 本 参事官
曾 野 情文局長	内 田 参事官
安 川 北米局長	滝 川 参事官
小 川 国資部長	吉 田 国連局政治課長
西 堀 官廳参事官	橘 報道課長
上 川 参事官	川 並 調査課長
広 瀬 参事官	市 岡 事務官 (政治課)

議 題

最近の核拡散防止問題の動き

○小川 「最近核拡散防止問題の論議がやかましくなってきた。本日は、国連局政治課から問題の経緯につき報告願ひ、後に各位の御意見を伺いたい。準備されたペーパーは、国連局から二つと、自分の書いたものがある。自分のペーパーは、簡単なものであるが、核兵力とは何かということを中心に簡単にまとめてみた。」

○高野 「資料『核兵器拡散防止に関する各種提案の概要』は極秘の扱いになつてゐるが、これらはいずれも公表のものではないのか？」

○吉田 「すべてこれらは、未公表のものであり、別々のルートから入手したものである。1の英案は、英が目下NATO諸国に打診しているもので、在京伊大使がわが方に4の伊案をもつて相談に来た際、当方より依頼して聴取したもの。2のカナダ案は、在京カナダ大使が正式にもつて来たもの。3のダンカン・サレズ案は、ロンドンで入手したものである。」

(ついで資料「核兵器拡散防止に関する各種提案の概要」を読み上げたのち)

3

○滝川 「二つペーパーを準備したが、長い方が核拡散防止措置に対する各国の動きをまとめたものであり、短い方が、英、加、伊等の各種提案の概要である。前者は、後者を知る上でバック・グラウンドとなるべきものであり、以下要点を紹介する。第16国連総会において、核拡散防止のための協定締結のためすべての国の努力を要請するアイルランド決議案が採択された。今年春の国連軍縮委員会において、アイルランド等は核拡散防止問題に関し第16総会決議をさらに推進する具体的決議案の提案を考えていたようであるが、結局、本問題に関して核保有国と非保有国の意見が必ずしも一致せず、この種の提案は行なわれなかつた。核拡散防止措置に関して核保有国と非保有国とくに核開発能力を有する非保有国の見解の違いが、注目されており、4ページ以下に、インド、カナダ、スイス、ア連合、日本等核開発能力をもつ国の態度を

述べている。彼らの立場は、自国の安全保障を重視している点で、大体同じような調子である。結局本問題については今次国連軍縮委員会において、18カ国軍縮委員会における審議の方針を指令する決議の中で、「核拡散防止協定は、各種関連軍縮措置に関する計画を採用することにより容易にされうるとの示唆に留意しつつ、18カ国委員会が本問題を優先的に討議することを要請する」との一項が採択された。

とくに、関連軍縮措置に関する計画の採用云々の部分は、核非保有国の見解を反映せしめる意図をもつて挿入されたものである。次に、最近、核拡散防止問題をめぐって各国の動きが激しいが、とくにインド、アメリカ、イギリス、イタリア等の動きを12頁以下に述べてある。

注目すべきは、インドであり、インド国内には核保有に踏みきるべしとの議論が強い。

しかし、シャストリ首相を始めとする政府・与党幹部は、一致して、道義的、政治的、経済的理由から核兵器の製造を慎むべきこと、また非同盟政策を堅持すべきことを説き、核保有論を抑えているといわれている。今のところ、インドの核非保有・非同盟の政策は変らぬが、国内的には事情が従来と相当変ってきている。核非保有国にとっては、核保障が重要である。昨年来シャストリ首相は、訪英の際ウィルソンに対し多角的核保障の提案を申し入れたと言われる。

以上が、核拡散防止問題についての各国の動きであり、以下の各国による具体的提案のいわばバック・グラウンドとなるものである。これら4提案は、最初に吉田政治課長が述べたとおり、当方がそれぞれのルートから入手したものである（別添資料参照）。この英国案は、目下NATO諸国間において検討されていると言われる。将来ジュネーブ軍

縮委員会に、このまま提出されるのか、あるいは西欧側による共同提案となるのか判らないが、これらが一応われわれの知るかぎりのものである。われわれとしては、わが方の態度をはつきり決めるべきであると考え。」

○根本 「わが方の態度をはつきりさせるのは、どこにおいてか？国連軍縮委員会においてか？」

○滝川 「その点もあるが、現実に関国からわが国の意見を求められている。例えば、第4のイタリアのペーパーにつき、わが方の見解を近日中に返事しなければならない。」

○根本 「第1の英案に対しては、わが方の態度を決める必要がないだろう。」

○滝川 「しかし、いづれは提案されるわけであるから、わが方の態度を決めておく必要がある。もし、英案に賛成することにふみ切り、条約に参加すると言うなら、国際的な約束となる。従来より政府は核兵器を製造せず、またそのコントロールを取得しないという方針であるが、これを国際約束としてコミットしたことはないので、これが一つの問題点である。次にわが国の核保障については、米国が守つてくれるという

が、法律上、制度上明かな保障があるといえるかどうかという点もあろう。国際的な核の傘に入るのがよいというならば、いかなる形の国際的保障を受けるべきかを検討すべきであらう。今から、わが国の態度を検討しても決して遅くはないと考える。」

○小川 「核拡散の問題は、わが国の安全保障にひつかかってくる。この間の関係についてまとめたのが、自分のペーパーである。核兵器を論ずるには、核のみならず、運搬手段も同時に考慮しなければならない。自分のペーパーは、安全保障の見地から、まとめたものである。」

○牛場 「第1の英案中の Association とは、何を指すのか？英案の趣旨によれば、日米安保条約も解消すべしということになるのか。それは、無理である。」

○滝川 「 Association とは、 MLF を指すとも考えられる。」

○牛場 「3のダンカン・サンズ案は、核保有国による非核保有国の安全保障の考えが強い。従つて、1の英政府案とは大きく矛盾している。これは如何なることか？」

○滝川 「サンズが野党であり、非公式のものである。」

○牛場 「しかし全然逆の方向のものが2つ出るのは、どうしてか？ジュネーヴ軍縮委員会には、どちらの案が出るのか？」

○吉田 「英は、政府案につきNATO諸国に打診しており、イタリア、カナダ等からかなり文句が出たと聞いている。NATO諸国による共同提案を作ろうという動きがあり、そういう形で提出されるかも知れない。」

○牛場 「その点に関連して、最近在京独大使館員が、何か言つて来たようだが……。」

○吉田 「独大使館員が、フォーリン・アフェアーズ誌に載つた米のフォスター軍縮局長の記事をもつて来て、米がMLFに関する方針

を変えたようであるが、これは、ドイツの安全保障とプレステージにとつて大問題であり、独が永久に二流国たる地位に甘じて、安全保障を他国に beg するようにはできないから、米、英に抵抗すると言つていた。」

○牛場 「独の要求は、結局特別のステータスを認めろということか？」

○吉田 「MLPを認めるという国際的支持を得んとすることであろう。」

○小川 「イタリアも文句を言っている。」

○吉田 「核開発能力をもつ核非保有国の特別のステータスを求めるイタリアの気持は判るが、スペシャルステータスが具体的に何を意味するのかがはつきりしない。例えば、安保理事会の常任理事国たる地位を要求するというのなら判るが……。この点、伊側に質したが、はつきりした答えがない。」

○高野 「協定案の具体的内容はともかくとして、協定が出来る際には、ジュネーブ軍縮委員会において決定され、その後他国の参加を求めるということになるのか。かつての部分核停条約の成立の際の如くに……。」

○滝川 「そのとおり。」

○高野 「日本は、協定案の起草の段階では、何も発言できず、出来上つた後に署名を求め

られるだけか？」

○滝川 「起草の段階でもわが国は、間接的に影響を与えることができる。」

○吉田 「ドイツ側も部分核停条約の際の如く出来た後に、他国にも参加してくれというのは困ると言っていた。」

○小川 「カナダ案が比較的現実的であるように思う。結局このカナダ案に支持が集まるのではないだろうか。」

○牛場 「カナダ案第4条の核保障が、大分問題になろう。そこで、サンス案の如く、もつとエラボレイトな案が出て来るであろう。」

○滝川 「日本については、日米安保条約があるから、多角的核保障は不要と言えるのではないだろうか。」

○小川 「安全保障について、われわれはパイラテラルな関係でやってきた。他の国は、非同盟主義などといつて、ぐずぐずして安全保障の整備を怠ったのが悪い。インドの言う

如く、米ソが共同して核保障を行なうというのは、非現実的である。核兵器は東西対立の抑制のためにあるので、侵略国に米ソが同時に核を打込むなどは考えられない。」

○牛場 「米ソが共同保障するという精神的安全を目的とするのであろう。」

- 曾野 「たとえ核拡散防止協定が出来たとしても現実には参加するだろうか？」
- 滝川 「私は、NATO軍縮委員会をもボイコットしている。核拡散防止協定には参加しないだろう。」
- 小川 「しかし、私は、既に核保有国であり、核拡散防止協定に参加しても核兵器開発を進めて差支えなく別に不利ではない。」
- 牛場 「しかし、この前、クープ外相は、大団が核を保有するのは当たり前という発言をしている。この考え方によれば、他国の保有を禁ずることに反対するのであろう。」
- 小川 「私は、スペシフィックな問題としてではなく、一般的な態度として、かかる協定には参加しないだろう。」
- 高野 「現在の情勢では中共も参加しないだろう。しかし、中共が参加しなければ、かかる協定は意味が少いだろう。
- もつとも、核拡散防止協定の狙いは、中共

を世論の力で縛るということであろう。」

○吉田 「前回の国連軍縮委員会においては、
(1)核拡散防止と(2)一般完全軍縮とくに核軍縮
との関係が問題となり、とくに(1)と(2)をパッ
ッケージにして解決せよという議論が日本、ス
ウェーデン等によつて行われた。第3に核非
保有国のナショナル・プレステージも大きな
問題となつている。」

○牛場 「安全保障の問題が解決されれば、プ
レステージはそれ程重要な問題とならないだ
ろう。」

○小川 「自分は、むしろ逆の考え方をする。現
在米ソが、なまじい軍縮をすれば、抑制力の
現体勢、保障の問題がぐらついてくるのでは
ないかと考える。現在の如く、5カ国だけが
核を独占し、他国にさえ拡散しなければ、5
カ国実際には米ソ、それに将来の中共の間に
牽制力が巧く働くから、好ましいと考える。
なまじつか核軍縮に結びつけない方がよい」

14

○高野 「中共が協定に参加しなくてもいいのか？」

○小川 「中共は参加しようがしまいが核開発を出来るのであつて、参加しなくとも非保有国が皆参加していればいいと考える。」

○牛場 「しかし、米中が核戦争を起せば、他国の安全に及ぼす影響は甚大である。従つて、核拡散防止と核軍縮とが、無関係のまま放置されれば、危険極まりない。大国可に不可侵条約を締結することを同時に追求すべきである。」

○小川 「自分の考えでは、日本は、核に関しては2、3流国たる地位に甘じてよいと思う。」

○山下 「しかし、国内において、わが国が3流国に甘じることとはできないという考えが強くなる。」

○小川 「しかし、わが国は、核に関して1流国になることはできない。」

○曾野 「わが国にとっては、中共の核能力が無くなり、米ソのみが核独占している状態がいい。」

- 高野 「イタリアが、わが方の態度の打診を急いでいるのは何故か？」
- 吉田 「ジュネーヴ軍縮委員会が開催されている時であり、イタリアは日本の立場をサウンドし、自らの立場を正当化したい意向とみられる。」
- 牛場 「わが国の立場を軍縮委員会で明らかにする場合、まさか小川君の考えのごときを言うわけにいかないだろう。とすれば、イタリアの考えとの中間位を発言するのがよいであろう。」
- 山下 「同時に核軍縮を行なえと発言するべきであろう。」
- 滝川 「わが国としては、カナダ案にも賛成できると思うので、これを支持すべきであろう。」
- 牛場 「核の問題については、米政府に十分相談すべきであろう。」
- 滝川 「わが政府内でも十分につめて考えるべきであろう。」

- 牛場 「政府の人に、かかる問題をのみ込ませるのは極めて難しい。」
- 小川 「小委員会を作つて、検討してはいかん？」
- 滝川 「わが国の核保障は米によつて行なわれることは制度的に明確なのか？」
- 牛場 「明確であると言つてよい。米政府は、幾度も公式声明でこのことを明らかにしている。」
- 安川 「今年初めのラスク声明においても、また最近の日米共同声明においても明らかにされている。」
- 根本 「多角的核保障が行なわれれば、日米安保条約は不要であるとの議論が国内に出て来るおそれがあるので、その点準備しておく必要がある。」
- 西堀 「しかし、カナダ案の多角的保障は、全然ワーカブルでないし、未だその様な議論の出て来る心配はないだろう。」

- 小川 「中小国が戦略的核兵器をもつことは、無理であろう。ただ、戦術用核兵器は必要かも知れない。しかし、防衛庁のある局長もわが国の戦術核兵器は不要であると言っていた。」
- 牛場 「本件に関しては、小委員会を作つて検討することを原則として決めよう。」